



島根県報

令和3年11月5日（金）

第 258 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

牧野法施行細則の一部を改正する規則 (農 畜 産 課) 2

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定 (農 業 経 営 課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

公共測量の終了 (") 3

【特定調達公告】

第2期しまねセキュリティクラウド調達業務委託に係る随意契約の相手方等 (情 報 政 策 課) 3

令和4年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 (下 水 道 推 進 課) 4

令和4年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源 (") 7

化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の実施

令和4年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源 (") 11

化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の実施

三次元レーザー計測図化システム賃貸借に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 14

公布された条例等のあらまし

◇牧野法施行細則の一部を改正する規則（規則第130号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る規定及び様式の整備（第8条・様式第1号—様式第8号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

牧野法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第130号

牧野法施行細則の一部を改正する規則

牧野法施行細則（平成12年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第8条中「署名押印」を「署名」に改める。

様式第1号中「**㊦**」を削る。

様式第2号から様式第4号までの様式中「**㊦**」を削る。

様式第5号中「**㊦**」を削る。

様式第6号から様式第8号までの様式中「**㊦**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の牧野法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取り繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告**示**

島根県告示第659号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鹿足郡津和野町中座イ61番	田	1,331

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和3年12月1日	権利の始期から令和13年12月31日まで	19,290

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
鹿足郡津和野町中座イ61番	青木 治久	鹿足郡津和野町大字森村ハ15番地10

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県央県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量・路線測量）

2 作業期間

令和3年10月25日から令和4年1月31日まで

3 作業地域

大田市大田町大田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年9月30日に終了した旨国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

2 作業期間

令和2年10月12日から令和3年9月30日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯石郡飯南町及び鹿足郡津和野町

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
第2期しまねセキュリティアクラウド調達業務
第2期しまねセキュリティアクラウド導入業務 一式
第2期しまねセキュリティアクラウド運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
EMJしまねセキュリティアクラウド共同企業体
代表者 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 取締役社長 渡部 伸夫
広島県広島市中区大手町二丁目11番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
733,334,030円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和4年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託
 - (2) 委託場所及び数量
ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）
イ 予定数量 2,000トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）
 - (3) 業務内容
ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）での処分業務
 - (4) 委託期間
令和4年3月1日（火）から令和5年3月31日（金）まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和4年3月1日（火）から令和5年2月28日（火）までとする。
 - (5) 入札方法
ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。
 - (7) 開札順位 1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(イ) 開札順位2

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(ロ) 開札順位3

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(ハ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和3年11月11日（木）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話 0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和3年11月5日（金）から同月30日（火）までの間に島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和3年11月5日（金）から同月30日（火）までの間（島根県の休日を含め定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和3年12月16日（木）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和3年11月8日（月）から同月30日（火）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和3年12月17日（金） 午前10時45分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階 災害対策室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 45 a.m. December 17, 2021

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 16, 2021)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和4年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

- ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
- イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務
なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

令和4年2月1日（火）から令和5年3月31日（金）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和4年2月1日（火）から令和5年1月31日（火）までとする。

(5) 入札方法

- ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
- イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(7) 開札順位3

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(4) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

- ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和3年11月11日（木）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

- エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以

下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)のコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話 0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和3年11月5日(金)から同月30日(火)までの間に島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和3年11月5日(金)から同月30日(火)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和3年12月16日(木)まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和3年11月8日(月)から同月30日(火)まで(休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和3年12月17日（金） 午前11時15分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階 災害対策室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No.1)

(2) Date and Time for Bidding : 11 : 15 a.m. December 17, 2021

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 16, 2021)

- (3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年11月5日

島根県知事 丸山達也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和4年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,300トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

令和4年2月1日（火）から令和5年3月31日（金）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、令和4年2月1日（火）から令和5年1月31日（火）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(6) 開札順位3

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(5) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和3年11月11日（木）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)のコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話 0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和3年11月5日（金）から同月30日（火）までの間に島根県ホームページからダウンロードして入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和3年11月5日（金）から同月30日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和3年12月16日（木）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和3年11月8日（月）から同月30日（火）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和3年12月17日（金） 午前11時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎5階 災害対策室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No.2)

(2) Date and Time for Bidding : 11 : 30 a.m. December 17, 2021

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 16, 2021)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-6579

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年11月5日

島根県警察本部長 池田 宏

1 件名及び数量

三次元レーザー計測図化システム賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和3年9月24日

4 落札者の氏名及び住所

NTT・TCリース株式会社中国支店 支店長 山崎 一良 広島県広島市中区立町2番27号

5 落札金額

30,853,020円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年8月13日